

**全国物価統計調査にご協力を！**

11月に実施するこの調査は、主な商品の販売価格やサービス料金を調査し、国や地方公共団体が物価政策などを立案する際の重要な資料を得ることを目的としています。知事に任命された調査員や市が、調査を行います。調査事項は、統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使われることはありませんので、調査にご協力くださるようお願いいたします。

お問い合わせは

企画課広報統計係  
( 880・6553 )まで

**あなたの財産づくり  
財形貯蓄から始めよう**

財形制度は、勤労者の貯蓄や持ち家取得といった計画的な財産づくりを国や事業主が援助・協力する制度です。

お問い合わせは

雇用・能力開発機構高知センター  
( 872・2112 )まで

**最低賃金改正**

10月1日から県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」は、現行の日額・時間額併用方式から時間額単独方式に一本化し、金額改正しました。

これにより、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間61円以上としなければなりません。

お問い合わせは

高知労働局賃金室  
( 885・6024 )まで

**自動車事故による  
介護料の支給制度**

自動車事故により脳や脊髄、胸腹部臓器を損傷し、後遺障害の程度が次に該当する方に介護料を支給します。

\* 自賠責保険などによる後遺障害等級認定通知書が、1級3号・4号、2級3号・4号、または・と同等と認められる方

お問い合わせは

自動車事故対策センター高知支所 ( 831・1817 )

市民からのお便り

「こんにちは赤ちゃん」のコーナーに息子の写真も早く載せたいな。



**知って得する国民年金**

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

**年金手帳は大切に保管を！**

平成9年1月から基礎年金番号が実施されたことにより、これまで加入する制度ごとにつけられていた記号・番号が統一され「一人一番号」の仕組みとなりました。これにより、各人の年金加入記録を基礎年金番号にまとめることで、これまで国民年金・厚生年金保険・共済組合それぞれに加入した方であっても、全期間を通じた年金の手続きや照会などが迅速にできるようになります。

なお、基礎年金番号制度実施前に年金手帳の交付を受けていた方には、基礎年金番号通知書が交付されていますので、この通知書を年金手帳に貼り付けて保管してください。

各年金制度の加入手続きなど、さまざまな届け出に基礎年金番号（年金手帳）が必要になりますので、大切に保管してください。年金手帳（年金の記号・番号）を2冊以上持っている場合、年金手帳を持って南国社会保険事務所で重複取り消しの届け出をし、記号・番号を一つにしてください。

記号・番号が複数ある場合、年金受給の手続きの際、資格の確認に時間を要し、年金受給の決定が遅くなる場合がありますので、お早めにご相談ください。

**保険料は便利で  
確実な口座振替を！**

保険料を毎月納付書で金融機関へ納めに行くのは大変です。また、ついすっかり納め忘れがあると老齢基礎年金や、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そんな手間や無駄を口座振替が解消します。申込方法は、通帳と取引印鑑・基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・納付書）を金融機関にご持参のうえ、手続きしてください。

\* 6カ月前納、1年前納も口座振替が利用できます。

**不審な電話にご注意！**

社会保険事務所や市町村職員などの名前をかたり、勤務先や電話番号・銀行の口座番号などの個人情報を出さず不審電話の事例があります。こうした不審な電話には即答せず、社会保険事務所、または市役所にお問い合わせください。

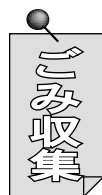
お問い合わせは

市民課年金係 ( 880 - 6555 )

南国社会保険事務所 ( 864 - 1111 )まで



# ごみ出しは定められた日に!



## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
10/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市(南部)
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
12	土	篠原、明見
14	月	下唎内、物部、開田
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
16	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
19	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
21	月	野田(東芝団地を除く)
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
23	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、瓶岩、領石、植野
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
11/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田



\* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。  
\* 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。

## ★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
10月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
10月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
10月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
10月14日・28日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
10月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唎内
10月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
10/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田
8	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田、東芝団地
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、瓶岩、白木谷
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下唎内、物部、開田
11/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉



## ★ダンボールの収集

と き	地 区
10月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
10月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
10月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
10月10日・24日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
10月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唎内
10月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅